

那須町放課後児童クラブ運営業務委託料積算基準

委託料は、那須町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、以下の内容で算定すること。また、見積金額には、本事業の履行に係る経費を全て計上すること。

1 見積書の記載内容

見積書には、運営期間(令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)の年度ごとの金額及び総額を記載し、年度ごとの人件費及び運営管理費など費用の内訳を添付すること(任意様式)。

2 算定条件等

- (1) 算定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (2) 開所日 仕様書「5 開所日及び休所日」のとおり。
- (3) 開所時間 仕様書「6 開所時間」のとおり。
- (4) 人員配置 仕様書「12 職員及び主任支援員並びに服務 (1)・(2)」に掲げる配置とする。

【参考】登録児童見込人数

クラブ名称(対象区域)	児童利用見込数(うち障害児見込数)		
	令和 8 年度	令和9年度	令和 10 年度
なかよしクラブ(東陽小学校区)	62(9)	63(9)	64(9)
まなびっこクラブ(学びの森小学校区)	31(3)	31(3)	31(3)
にこにこクラブ(高久小学校区)	56(9)	57(9)	58(9)
田代ひまわりクラブ(田代友愛小学校区)	46(3)	47(3)	48(3)
にじいろクラブ(那須高原小学校区)	48(6)	49(6)	50(6)
たんぼぼクラブ(1 組)(黒田原小学校区)	42(9)	42(9)	42(9)
たんぼぼクラブ(2 組)(黒田原小学校区)	42(9)	42(9)	42(9)

- (5) 利用料は、「那須町放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例」のとおりとする。なお、おやつ代を含む諸費用については、月額 2,000 円を超えない範囲とすること。

【参考】那須町放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例

利用区分	児童クラブを利用する児童 1 人当たりの負担金の額	
定期利用	月曜日から金曜日まで (原則午後 6 時まで)	(1)生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受ける世帯に属する児童 無償
		(2)教育委員会から就学援助費の交付決定を受けている世帯に属する児童 月額 4,000 円
		(3)前 2 号に掲げる児童以外の児童 月額 6,000 円
	土曜日	日額 1,000 円
	延長(原則午後 6 時から午後 7 時まで)	15 分ごとに 200 円
一時利用	月曜日から金曜日まで	日額 400 円
	土曜日	日額 1,000 円
	学校休業日	日額 1,000 円

3 受託事業者が負担する経費等

受託事業者が負担する経費等については、仕様書「別表3 費用分担区分」に掲げる経費とする。

(1) 人件費

放課後児童支援員等に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料、健康診断料など。

(2) 光熱水費

那須町の負担とするが、契約期間中において委託料と共に費用分担区分を見直す場合がある。

(3) 賃借料

放課後児童クラブに関する土地・建物に係る賃借料は、無償とする。

4 その他

詳細は、受託事業者決定後、協議により決定するものとする。